



なかよし  
遺言書サービス

相続対策サービス @ 大阪

運営：大阪府吹田市の信本行政書士事務所

相続対策 大阪

検索

# 目次

- **ご挨拶**
- **相続なかよくポイント 1**
- **相続なかよくポイント 2**
- **遺言書**
- **自筆証書遺言**
- **公正証書遺言**
- **最後に**

# ご挨拶

**みなさま、ありがとうございます。  
行政書士の信本一樹と申します。**

**2009年7月に事務所開業以来、相続  
対策業務を専門に行っております。**

**相続は人が亡くなってしまった時に発生  
します。**

**死なない人が誰一人としていない以上相  
続に無関係な人はいません。**

**誰かが亡くなった時、その人が一生をか  
けて築いてきた財産をしかるべき人が引  
き継いでいく制度、これが相続です。**

**最近テレビなどでもよく話題になる相続  
争い、争族や争続などと言われますが、  
これを防ぐには準備が大切です。**

弁護士であろうと司法書士・行政書士であろうと専門家のできることは財産を残す本人のできる事に比べれば微々たるものです。

争わないためには本人がしっかり準備することこそ大切です。

私たちはあらゆる法律や制度を使ってそのお手伝いを致します。

今回、少しでも皆様の相続準備の参考になればとこの小冊子を作成させていただきました。

貴方が今すでにもっている大切な絆が争続によって無くなってしまいう事が無いように準備をしておきましょう。

# 相続なかよくポイント 1

ここで例え話をひとつお話します。  
想像してくださいね。

例えば私が1万円を友人3人に、「あとは好きに分けて」と渡したら、もめるかもしれませんし、もめずになかよく分け合ってくれるかもしれません。

それはその時の友人たちの状況、お財布事情にもよるでしょう。どう分けようかと話し合う事自体がもめる危険性を過分に含んでいます。

# 相続なかよくポイント1

そんな彼らがこれから先もなかよくやっていけるようにするためにはまず私が一万円の分け方をしっかり決めておく事。

次に、しっかりとコミュニケーションをとって納得させてあげる事。

この2点がスタートラインです。

この例え話には、相続にも共通するいくつかのポイントがあります。

# 相続なかよくポイント 1

**それは、もめる原因です。。**

**一番の原因は、一万円を投げ渡した「私」ですが、それだけではありませんね。**

**その他の原因として、一万円をもらう側の状況、お財布事情、分け方を話し合う事自体があります。**

**これは相続も一緒です。**

**想像してみてください**

**「状況」→例えば、相続人同士はなかがよくても、その配偶者同士はどうでしょう。**

# 相続なかよくポイント1

**「お財布事情」→例えば、相続人の内の一人が家を建てたばかりだったり、子供が私学に通っていたりしたらどうでしょう。**

**そんな中で「話し合う事自体」ですが各々いろいろな状況の中で、日頃のコミュニケーションも足りず、ひさしぶりに顔を合わせたのがその話合いだったら。**

**こうしてもっといろいろな原因がからまりあって「争続」が発生してしまいます。**

**予防方法も同じ、そう「しっかりと**

# 相続なかよくポイント 2

ここからは一般的に「相続」といわれているものについて、時系列に沿ってお話してみます。

## 「相続」

- 1 相続の事が気になりだす。
- 2 相続人が誰なのか調べる。
- 3 相続財産を正しく把握する。
- 4 財産の分配を考える。
- 5 決めた事を遺言で残しておく。
- 6 元気に長生きする。
- 7 相続が発生する。  
(被相続人死亡)
- 8 遺言書を開く。
- 9 遺産分割協議を行う。
- 10 不動産等の各種名義変更など  
相続手続きを行う。

これが、大まかな「相続」の流れです。

## 相続なかよくポイント2

**7 相続が発生する以降はご本人はいなくなってしまうため急に7から始まってしまつては、残されたご家族の負担は大変なものになります。**

**通帳、印鑑すら何処にあるか分からないなんて事もよくあります。**

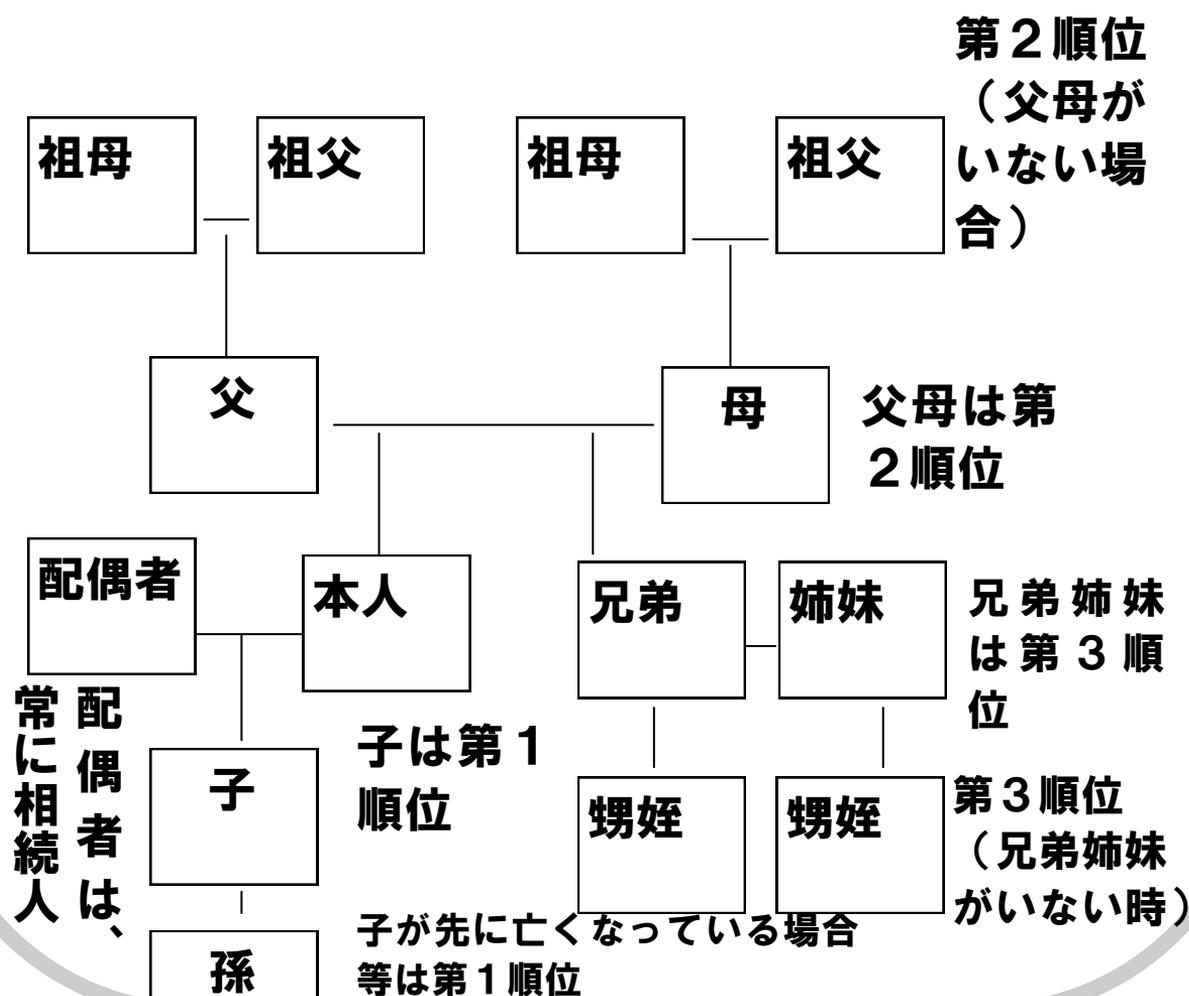
**そのようなストレスは仲の良い家族の絆を傷つける原因です。**

**さて、ここまで「争続」を予防するためには、いかに準備が大切かをお話してきましたが、ここらは1番、相続が気になりだしてから出来る準備について、お話していきます。**

# 相続なかよくポイント2

相続が気になりだした時点で出来る事は相続人を把握しておくことです。

相続人となる人は順番に配偶者は常に相続人です、次に第1順位（子供）次に第2順位（父母）次に第3順位（兄弟姉妹）となります。



## 相続なかよくポイント2

**いかがでしたか？**

**ご自身の相続人をしっかり把握しておきましょう。**

**次になにが相続財産として受け継がれるのかを見ていきましょう。**

**不動産（土地、建物）、現金、貴金属、車、家具、書画骨董、預貯金、有価証券（株式、国債、地方債、社債、手形）、貸付金などの金銭債権などが代表的なものとなります。**

**ここまで誰が相続人か、何が相続財産かが分かってきたかと思います。**

## 相続なかよくポイント2

ここまでくれば、後は、それらをどのような配分で相続させるかが問題になってきます。

ここに出てくるのが、「法定相続分」と

「遺留分」というきまりです。

法定相続分とは、民法に規定された相続割合で、もし貴方が、分け方を決めていなかった場合はこの割合で相続されます。

不動産等もきっちりこの割合で、相続人全員の「共有」になります。

次のページで、詳しく数字をみていきましょう。

# 相続なかよくポイント2

相続人が配偶者と子の場合、配偶者2分の1、子2分の1です。

**例** 相続人が奥さんと子ども二人で相続財産2000円の場合なら奥さん1000円、子供A500円、子供B500円です。

2 配偶者と父母が相続人の場合、配偶者3分の2、父母3分の1です。

**例** 相続人が奥さんと父母で相続財産3000円の場合なら、奥さん2000円、父500円、母500円です。

3 配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1です。

**例** 相続人が奥さんと兄さんで相続財産4000円の場合なら奥さん3000円、兄1000円です。

# 相続なかよくポイント2

次は遺留分です。

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に法律で保障された相続の割合です。

例えば相続人が奥さんのご両親だった場合、奥さんの今後の生活を考えて、「奥さんに全財産を」と遺言したとします、しかしご両親にも法律が認めた割合（遺留分）の範囲では、相続させろと要求する権利があるという訳です。

もちろん、要求しない事も出来ます。詳しく数字を見てみましょう。

**兄弟姉妹以外**の相続人は原則として 被相続人の財産の **2分の1**、直系尊属（父母等）のみが相続人である場合は、被相続人の財産の **3分の1** が遺留分として保障される。

## 相続なかよくポイント2

少々、ややこしいですが、これらの数字に留意の上、相続財産の分け方を決めていってあげてください。

ここまでで、誰に何をどのくらいあげるかがまとまってきたと思います。

次のページから、ここまでで決めた事を遺しておくための遺言書について、お話していきます。

# 自筆証書遺言

全文を自分で自書して作成する遺言書です。

法的に有効にするためには

- 全文を自筆で書く
- 複数枚になった場合は契印
- 表現方法に注意する
- 日付を記載する
- 住所を記載する
- 押印

と注意する点がたくさんあります。

また開封時には家庭裁判所の検認がひつようです。

遺言が発見されない恐れもあります。

# 自筆証書遺言 文例

## 遺言書

私は、下記のとおり遺言する。

1. 次の不動産は、 に相続させる。

所在 市〇〇区〇〇町〇丁目

地番 〇番

地目 宅地

地積 220.00 平方メートル

所在 市〇〇区〇〇町〇番地

家屋番号 〇番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 150.00 平方メートル

2. 〇〇株式会社 株式 5,000株は、長男兵庫一男に相続させる。

3. 〇〇商事株式会社 株式10,000株は、妹姫路夏子に相続させる。

平成〇〇年〇〇月〇日

市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者

印

# 公正証書遺言

**公証役場で公証人と作成するもっとも安心な遺言書です。**

**完成までのプロセスに専門家が加わるので法的な不備の恐れがありません。**

**また作成時に、証人が二人必要なので**

**あとあと、「無理やり書かされたんじゃないの？」なんていう疑いも持たれません。**

**また公証役場でも保管されますので、紛失の恐れもありません。**

# 最後に

いかがでしたか？

この小冊子では相続の、特に準備についてお話してきました。

昨今本当に相続争いが増えてきています。

先にもお話したとおり、不況によって誰しも、お金のシビアにならざるを得なくなっているのでしょう。

しかしだからといって相続によってそれまで築いてきた絆が壊れてしまうのはとても悲しい事です。

争続は、私も経験しましたがつらいものです。

それを防ぐには貴方が準備するしかありません。

人はいつか必ず旅立ちます。

病気になってひしひしと感じました

それがいつかわからない以上すぐにでも少しずつでも準備を始めてください。

残される大切な人たちの幸せのために。

ありがとうございました。

# 相続対策サービス @ 大阪

運営：大阪府吹田市の信本行政書士事務所

相続対策 大阪

検索